

社会福祉法人 四恩学園
ふれ愛の館しおん 地域密着型特別養護老人ホーム 重要事項説明書
(指定介護老人福祉施設)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。契約に先立って、ご本人様、ご家族様に対して事前に、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明し、充分にご理解の上、入居して頂くよう努めています。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. 事業所の概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 契約終了後の居室明け渡しについて
8. 看取りに関して
9. 秘密の保持と個人情報の保護について
10. 高齢者虐待防止について
11. 事故発生時の対応
12. 身体拘束について
13. 苦情の受付について
14. 高齢者施設における感染症対応について
15. カスタマーハラスメントについて
16. 介護職員処遇改善加算について
17. 災害等の事業継続計画について

<重要事項説明書付属文書>

- 施設利用の注意事項
- 非常災害時の対応
- 協議事項など

当施設は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 2792000404

2025.4.1 改正

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 四恩学園
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市荻田4-3-9
- (3) 電話番号 06-6606-8400
- (4) FAX 06-6696-5347
- (5) 代表者氏名 理事長 中西 裕
- (6) 設立年月日 昭和27年5月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
- (2) 事業所の目的

契約者（利用者）が、個別ケアプランに基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 事業所の名称 ふれ愛の館しおん 地域密着型特別養護老人ホーム
- (4) 事業所の所在地 大阪府大阪市住吉区荻田4-3-9
- (5) 電話番号 06-6606-8400
- (6) FAX番号 06-6607-2511
- (7) 管理者 氏名 佐藤 旭保
- (8) 事業所の運営方針

地域の方々から信頼され、親しみをもった地域密着型の施設を目指し、利用者の方々との信頼関係を高め、心と心のふれあいを大切にし、心豊かに生きることお喜びを感じえる生活の場を築きます。又契約者の身体的側面の支援にとどまらず、主体性や人格の尊厳、人権等に配慮しながら、自立支援に基盤をおき、温かで、ゆったりとした生活ができる環境を整えます。

- (9) 開設（サービス開始）年月日 平成30年7月1日
- (10) 入所定員 29名

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室個室とな

っており、契約者様の心身の状況により、施設において入居室を決定させていただきます。

契約者様から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により可否を決定します。又、契約者様の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、契約者様や家族様等と協議の上決定します。

個室（1人部屋） 29室（特養）

洗面設備、ベッドと寝具、ナースコール、テレビの配線

（2）ユニット数及びユニット毎の入居定員

3～4階 特別養護老人ホーム 入所ユニット

3階：2ユニット 4階：1ユニット

入居定員 3階：2ユニット 各10名

4階：1ユニット 9名 合計29名

（主な設備）

1. ユニット 3ユニット

食堂・キッチン・共同生活室

2. 浴室 リフト付き小型介護浴槽（3・4階）

特殊浴槽(4階)

3. 診療所

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種常勤換算 指定基準

1) 施設長（管理者） 1名

2) 介護職員 10名 以上

3) 生活相談員 1名

4) 看護職員 2名

5) 機能訓練指導員1名（看護職員兼務）

6) 介護支援専門員 1名

7) 医師 1名

8) 管理栄養士 1名

9) 事務員 1名

職種	勤務時間	指定基準	体制	職務内容
施設長	9:00～18:00	1 名	1 名	施設の業務を統括する
生活相談員	9:00～18:00	1 名	1 名	利用者の入退居、生活相談及び援助の起案立案・実施に関する業務
介護支援専門員	9:00～18:00	1 名	1 名	利用者の施設サービス計画の作成とモニタリング 入居者の ADL 確認
介護職員	7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 13:00～22:00 22:00～7:00	10 名以上	14 名	利用者の日常生活内の援助と利用者主体の個別ケアの実施、相談業務に従事する。
看護職員	7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 13:00～22:00 オンコール	1 名	2 名	利用者の看護、保健衛生の業務 看取り対応
機能訓練指導員 (看護職兼務)	7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 13:00～22:00	1 以上	1 名	利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導
医師		必要数	1 名	利用者の診察、保健衛生管理
管理栄養士	7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 13:00～22:00	1 名	1 名	給食管理、利用者の栄養指導、栄養ケアマネジメントに従事する。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者様に対して以下のサービスを提供します。

1) 利用料金が介護保険から給付される場合(介護サービス費)

2) 利用料金の全額を契約者様に負担いただく場合(食費、居住費、その他)

食費については、3回とも食事をとらない場合は、費用を頂きませんが、1食でも食した場合は、1日分の費用を頂きます。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割または、8割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

○居室の提供

○食事：栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

入居者の自立支援の為、食事はできるだけ離床し食堂で食べて頂けるよう配慮します。

(食事時間)

朝食：7：30～9：30 昼食：12：00～14：00 夕食：17：30～19：30

その方に合わせた時間で提供させていただきます

外出、外泊等で欠食する場合は、外出、外泊当日までに申し出ること

○入浴：入浴又は清拭を週2回以上行います。

○排せつ：排せつの自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

○機能訓練：機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

○健康管理：医師や看護職員が、健康管理を行います。

体調不良などの場合は、随時受診介助を行い、緊急時にも責任をもって対応します。

○口腔ケア：口腔ケアは、食後にサポートします。毎週木曜日の訪問歯科は、任意となります。

○その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツ交換は週1回行います。

○相談及び援助：入居者とその家族からのご相談に応じます。

《基本サービス利用料金(一日あたり)》

(1) 別表の料金表の契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払い下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料の全額が契約者様の負担になります。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、変更内容と変更事由について2ヶ月前までにご説明します。

1. 居室料	5. クリーニング代
2. 食費	6. 通信費(切手、はがき等)
3. 特別な食事	7. 複写物の交付
4. 教養娯楽費	8. 貴重品管理(預り金管理含む)
5. 雑費 (おやつ、飲み物、日用品等の費用)	9. 理・美容代
10.介護保険外自費	

利用にあたって別途利用料金をご負担いただくもの

診療所での医療費、薬代

(3) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

サービス利用月の翌月の10日以降に請求書を発行し、27日に郵便局の口座より自動振り替えとなります。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

なお、自動振り替えの手数料は事業所が負担いたします。

利用者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者様の希望により、下記協力医療機関において、診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。) かかりつけ病院がある場合は、事前に申し出下さい

あびこ病院 大阪市住吉区我孫子 3-3-20 TEL : 06-6691-1155 FAX : 06-6696-2221 FAX : 06-6698-8054 (地域連携室)	内科、循環器内科、消化器内科、外科 神経内科、整形外科、皮膚科、肛門科 麻酔科、放射線科、リハビリテーション科
阪和記念病院 大阪市住吉区南住吉 3-5-8 TEL : 06-6696-5591	心臓血管センター、脳神経外科 脳卒中センター、脊椎・脊髄センター 人工透析科、内科、画像診断科

FAX : 06-6607-1993	
もりもと歯科クリニック 堺市南区鴨谷台 2-1-3 光明池アクト 3F TEL : 072-292-1818 FAX : 072-292-1819	

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。

したがって、以下のような事由ない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者様に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定の更新において、契約者が心身の状況が要介護 3 以下特例入所に当たらないと判定された場合
- ② 契約者が死亡したとき。
- ③ 契約者について病院または診療所に長期に入院する必要が生じ、その病院または診療所において利用者を受け入れる体制が整い、退所が明確になったとき。
- ④ 契約者について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において受け入れる体制が整い、退所が明確になったとき。
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑦ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は下記（1）を参照ください。）
- ⑧ 事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は下記（2）を参照ください。）

（1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者より当施設からの退所を申し出ることが出来ます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者様が契約締結時にその心身の状況及び持病等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者様が、故意、又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者様が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者様が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 契約者又は家族等の関係者によるカスタマーハラスメント、脅迫、威嚇、大声、悪質・不当・過剰・一方的な要求、優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、長時間の拘束、不必要な長電話、迷惑着信、名誉棄損、誹謗中傷、いじめ、いやがらせ、差別、暴言・暴力行為、見返り・金品の要求等のハラスメント行為が確認され、その行為を辞めるように注意しても、聞き入れることなく同様の行為を続け、事業者の運営に支障を来し、職員に精神的苦痛を与え、就業環境が害された場合
- ⑦ 契約者と事業者の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となったとき
- ⑧ 契約者の自立支援を目的として作成されたケアプランの内容が妥当であるにもかかわらず、その支援計画を納得がいかないと批判したり、頑なに拒み続けたり、過剰な介護支援を要求したりすることで、ケアプランの作成が困難になった場合

【契約者様が病院等に入院された場合の対応について】

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入居することが出来ます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
外泊時加算、居住費等（基本サービス利用料金参照）

② 7日以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することが出来ます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
外泊時加算、居住費等（基本サービス利用料金参照）

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

＜入院期間中の利用料金＞

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担頂くものです。

3) 円滑な退所のための援助

契約者様が当施設を退所する場合には、契約者様の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - 居宅介護支援事業所の紹介
 - その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 契約終了後の居室明け渡しについて

契約者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）に従事者に支払うものとします。入居契約が終了した後は、所持品（残置物）を速やかに引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、契約者様または残置物引取り人にご負担いただきます。

契約者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合などに本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金1日につき¥15,000円を頂きます。

8. 看取りに関して

当施設は、契約者が医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと医師が判断した場合で、契約者及びご家族の同意がある場合には、「看取りに関する指針」に基づき、終末期を施設で過ごすことができます。また、利用者の重度化に対応できるよう、介護と医療の体制を整備しています。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 契約者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、契約者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において契約者及びその家族の個人情報を用いません。

事業者は、契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 高齢者虐待防止指針の見直しを定期的の実施するほか、下部職員まで周知、虐待防止について浸透を図ります。

(5) 虐待発見時は、速やかにフローチャートに従い、虐待防止責任者に報告し対応します。

虐待防止責任者	坂元 明子
---------	-------

11. 事故発生時の対応

(1) 契約者様に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに契約者様の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 利用者様に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

- (3) 事故報告書に基づき、再発防止のための調査（要因分析）・会議を行い、防止策の作成を行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 身体拘束廃止の為の研修は、年 2 回実施（8 月・12 月）
- (2) 身体拘束等適正化委員会は、3 か月に 1 回実施(必須)いたします
- (3) 身体拘束等適正推進担当者を次の通り配置いたします

身体拘束等適正推進担当者	坂元 明子 ・ 田中由喜子
--------------	---------------

1 3. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付は、下記の専用窓口で受け付けます。

- (1) 契約者様からの相談又は苦情等に対応する担当者（連絡先）の設置、相談・苦情に関する常設窓口を設けています。また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能となるように苦情・相談処理台帳を作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。

<常設窓口>

名 称	社会福祉法人 四恩学園 ふれ愛の館しおん 地域密着型特別養護老人ホーム
所 在 地	大阪府大阪市住吉区荻田 4 - 3 - 9
電 話 番 号	0 6 - 6 6 0 6 - 8 4 0 0
苦情担当者	生活相談員・介護支援専門員
苦情解決責任者	佐藤 旭保

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 9：00～18：00

または、苦情・相談受付ボックスを 1 階事務室カウンターに設置しています。

- (2) 円滑かつ迅速な苦情処理を行うための処理・手順

- ◇苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ状況の聞き取りのため、訪問を実施し事情の確認を行う。
- ◇管理者は、担当職員に事実関係の確認を行う。
- ◇相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ◇対応内容に基づき必要に応じて下記の【苦情解決第三者委員】への連絡調整を行うとともにご契約者へは、必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

【苦情解決第三者委員】

氏 名	頓名 公文
住 所	大阪市天王寺区大道１－５－１ トンナ佛宝堂
電 話 番 号	０６－６７７１－００２２
氏 名	久貴 忠彦
住 所	大阪市住吉区住吉１－４－３４
電 話 番 号	０６－６６７１－０３８８
氏 名	柴谷 照子
住 所	大阪市住吉区万代４－１０－１７
電 話 番 号	０６－６６７３－１７０７

【苦情受付窓口】

窓口設置場所	ふれ愛の館しおん地域密着型特別養護老人ホーム
受付担当職名	生活相談員
受付時間	毎週日曜日～土曜日 ９：００～１８：００

また、苦情受付ボックスを１Ｆ玄関に設置しています。

【第三者評価受審】

評価決定年月日：令和６年３月１４日

評価機関名：特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

結果の公表：独立行政法人 福祉医療機構が運営する WAMNET（ワムネット）に掲載

公表期間：令和６年３月２９日～令和９年３月３１日

○住吉区役所 大阪市住吉区福祉課 保健福祉センター （高齢者支援・介護保険）

大阪市住吉区南住吉３丁目１５番５５号

０６－６６９４－９８５９

平日 月曜日～木曜日 ９時～１７時３０分

金曜日 ９時～１９時（１７時３０分からは一部業務のみ）

○住吉区外の方

区役所

大阪市 区

○大阪市役所 介護保険課 指定・指導グループ

大阪市中心区船場中央3丁目1番7号331（船場センタービル7号館3階）

06-6241-6310

平日（月～金曜日）9時～17時30分

○大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課

大阪市中心区常盤町1丁目3番8号 中央大通 FN ビル内 5階

06-6949-5418

平日（月曜日～金曜日）9時～17時

○大阪府福祉サービス運営適正化委員会

大阪市中心区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階

06-6191-3130

平日（月～金曜日）午前10時～午後4時（祝日等をのぞく）

14. 高齢者施設における感染症対応について

高齢者施設については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上、施設内で感染者の療養を行う事や、他の入居者への感染拡大を防止することが求められます。その為、新興感染症の発生時に感染者の診療を実施する医療機関を李クリニックとし、感染症発症時における診療などの対応を取り決めています。更に、施設内感染に対する研修又は訓練に年1回参加を行うように勧めており、高齢者施設など感染対策向上加算を算定します。

15. カスタマーハラスメントについて

契約者又は家族等の関係者によるカスタマーハラスメント、脅迫、威嚇、大声、悪質・不当・過剰・一方的な要求、優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、長時間の拘束、不必要な長電話、迷惑着信、名誉棄損、誹謗中傷、いじめ、いやがらせ、差別、暴言・暴力行為、見返り・金品の要求等のハラスメント行為が確認され、その行為を辞めるように注意しても、聞き入れることなく同様の行為を続け、事業者の運営に支障を来し、職員に精神的苦痛を与え、就業環境が害された場合は、6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（2）項の対応をさせていただきます。

1 6. 介護職員処遇改善加算について

介護職員などの確保に向けて、介護職員の処遇改善のために現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階のうちの「介護職員等処遇改善加算」に一本化されたため、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）9.0%を算定します。

1 7. 災害等の事業継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（BCP）を策定しています。

感染症や災害に係る業務継続計画を策定し、職員に周知します。また、感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行い、発生した場合において迅速に対応できるよう、定期的（年 2 回以上）に訓練を実施いたします。

<重要事項説明書付属文書>

○施設利用の注意事項

施設利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、契約者様個人の所有物であっても、包丁等の刃物類、火気類、高額の金品、現金等、多量の生もの、ペット類、騒音・異臭など共同生活上問題となる物、その他、施設が不相当と認めたものは原則として持ち込むことができません。

（2）外出、外泊について

利用者は、施設に届けたうえで外出や外泊をできるものとします。ただし、外泊については、外泊中であっても所定の料金をご負担いただきます。

（3）面会

面会時間 午前 9 時～午後 6 時（ご来訪時は必ず 1 階事務所に届け出てください）

午前中は、入浴時間がある為、入浴と重なった場合は、入浴を優先致します。ご了承ください。

（4）施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 食事の場所について

リビングでの食事を推奨していますが、ご本人の意向に添い、居室、もしくはあびん CO
ハウスでの食事は可能です。

(6) 喫煙と飲酒

法人が定めた場所及び時間以外での喫煙、飲酒はできません。

(7) ご利用者からのお中元、お歳暮等の贈品はお断りしております。

利用者間の物品、金銭のやり取りもお控えください。

(8) 居住費（基準費用額）の見直し

令和6年8月より、居室利用料を60円/日、引き上げます

○非常災害時の対応

(1) 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施
します。(年2回夜間想定で実施する)

(2) 消防法に準拠して防災計画を定めます。

(3) 業務継続計画に基づき、委員会の設置、訓練の実施、備蓄品の管理等行います。

(4) 高齢者施設などにおける感染症対応力の向上のため、第二種協定指定医療機関などと
連携し院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加します。(提携時、開始)

○サービス提供記録の情報開示

入居者、契約者に対し、申し出があればサービス提供記録の開示を行います。

○協議事項

本重要事項説明書に定められていない事項について、問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者様と誠意をもって協議します。

指定介護老人福祉施設サービス開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人四恩学園 ふれ愛の館しおん 地域密着型特別養護老人ホーム

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者住所

契約者氏名

印

契約者の家族 住所
または代理人

氏名

印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
